

取手市立小文間公民館建設(移転)に係る

サウンディング型市場調査 実施要領

取手市では、平成27年3月末に閉校した小文間小学校跡地について、「小文間小学校跡地に関する利活用計画書」(以下、基本構想という。)を策定しました。この基本構想に基づき隣接する小文間公民館を小文間小学校跡地へ移転するにあたり「(仮称)取手市立小文間公民館建設(移設)基本計画書」(以下、基本計画という。)の策定を進めています。

今回、取手市立小文間公民館(以下、公民館という。)の建設(移転)に関する設計・施工業務の発注方法や公募条件等を検討するにあたり、事業者の皆様のご意見をいただくため、サウンディング型市場調査を実施いたします。

1. サウンディング(対話)の概要及び申込方法

● サウンディングの実施方法

日 時	8月5日から9月30日まで
会 場	取手市藤代公民館 会議室
対 象 者	本事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ
実施方法	直接対話(1 グループあたり 1 時間程度)

※アイデア及びノウハウの保護のため対話は個別に実施します。

※希望により、オンライン(Zoom を予定)での対話も可能です。

● サウンディング参加申込

エントリーシート(様式 1)を記入し、9月11日 17 時までにメールにて送付してください。

申込先:fujikou@city.toride.ibaraki.jp

● 現地見学・図面確認

現地見学・図面の確認を希望する場合は、エントリー時にお問合せください。

● 本調査のスケジュール

実施要領及び参考資料の公表	令和8年8月5日
図面確認、現地確認及び質疑の受付	令和8年8月21日まで
参加申込み書の提出	令和8年9月11日まで
対話(ヒアリング)日程	令和8年9月30日まで
本調査結果の公表	令和8年10月予定

2. 対象施設の基本情報

● 旧小文間小学校の基本情報

項 目		内 容
位置		取手市小文間4359
敷地面積		9,915㎡
土地利用規制		市街化調整区域(容積率100%・建ぺい率60%)
建物の情報	用途	小学校
	建築年	昭和38年(1963)
	構造	鉄筋コンクリート造
	階数	3階
	延べ面積	3,334㎡

● 小文間公民館の基本情報

項 目		内 容
位置		取手市小文間4240
敷地面積		2,671㎡
土地利用規制		市街化調整区域(容積率100%・建ぺい率60%)
建物の情報	用途	公民館
	建築年	昭和50年(1975)
	構造	鉄骨造
	階数	平屋建て
	延べ面積	639㎡

3. 取手市の考え方

現時点での市の考え方は以下のとおりです。これらを踏まえて、ご意見・ご提案をいただきたいと考えています。

① 基本構想及び基本計画に基づく施設整備について

すでに策定済みの基本構想では、小文間小学校跡地に現存する校舎と体育館を解体し、健康増進機能、避難所機能と防災機能を持つ新たな公民館の整備を進めることとしています。現在は、基本構想で描いたイメージを具現化するため、基本計画の策定作業を進めており、公民館に必要な施設機能等を整理する予定です。

② 早期の実現

令和13年1月竣工を可能とする実施手法を検討しています。

③ 実施手法について

建設にあたっては、基本設計・実施設計及び施工の一括発注方式やリース等、従来型(設計・施工の分離発注方式)に限定せず手法を検討しています。

④ 財政負担の軽減

現存施設の解体、公民館の建設(移転)等費用が高額となることが見込まれることから、財政負担が極力軽減できる手法や、負担を平準化出来る手法を検討しています。

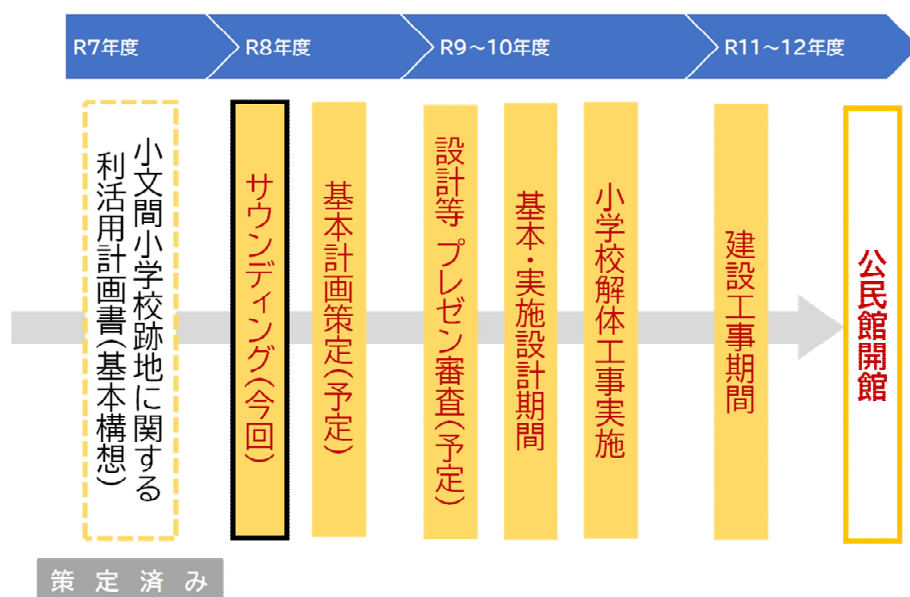
⑤ 発注手法について

基本構想及び今後策定予定の基本計画で示された内容を取り込んだ設計・施工とするため、プロポーザル方式での発注を考えています。

⑥ 公募条件について

プロポーザル方式での発注手法を実施するにあたり、事業者の皆様が参入しやすい公募条件を検討したいと考えています。

(参考)対話の位置づけと今後の事業予定



4. 対話の内容

対話において、特に伺いたい事項は以下のとおりです。可能な範囲でご意見・ご提案をお聞かせください。

- ① 早期に公民館を建設(移転)する設計・施工の手法について
- ② ①の手法における効果及びコストの削減について
- ③ 手法ごとの事業費の見込み
- ④ 手法ごとのコスト比較
- ⑤ 付加価値として提案可能な内容
- ⑥ 事業化に向けたスケジュールについて
- ⑦ 事業化に向けて必要となる資料について
- ⑧ 事業化の課題・条件、市に対する要望等について

これら以外にも、課題や、公募に関すること、配慮を望むことがあればご意見をお願いします。

5. 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

本調査への参加実績は、今後予定されている事業者公募等における評価の対象とはなりません。

(2) 費用負担

本調査協力に関する書類作成・提出等にかかる全ての費用は、参加者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱い

提出書類の著作権はそれぞれ参加者へ帰属しますが、提出書類は返却しません。本市は結果概要の公表及び事業実施に向けた検討以外の目的で提供資料を使用することはありません。

(4) 本市からの提供資料の取扱い

本市が提供する資料は、参加および提案に関すること以外の目的での使用を禁じます。

(5) 特許権など

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標などの日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護されるべき第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法を用いた結果生じる責任は参加者が負うものとします。

(6) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、サウンディングに参加することができません。

- ① 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の4の規定に該当する者
- ② 参加申込書提出時点で、取手市建設工事等の契約に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者
- ③ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)及び民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく更生・再生手続き中の者
- ④ 取手市暴力団排除条例(平成 24 年3月 28 日条例第 2 号)第 2 条第 1 号及び第 2 号に該当する者
- ⑤ 市税を滞納している者

6. 担当及び連絡先

課・担当	教育委員会 生涯学習課 公民館係(担当:大久保・大貫)
所在地	〒300-1512 茨城県取手市藤代491 藤代公民館
電話番号	0297-83-2015
E-mail	fujikou@city.toride.ibaraki.jp